

12月 川湯屋内温水プールからのお知らせ

☎483-2072

- ◇がんばれ水泳教室(25メートル泳げる成人) 14時～14時45分
- ◇日時／8、13、15、20、22日 ※○は送迎バスあり(13時05分 公民館前発)
- ◇水中運動教室(一般成人) 14時～14時45分
- ◇日時／7、14、21日 ※○は送迎バスあり(13時05分 公民館前発)
- ◇水中ジョギング教室(一般成人) 10時30分～11時15分
- ◇日時／13、20日
- ◇ナイト水中ジョギング教室(一般成人) 19時～19時45分
- ◇日時／8、15日
- ◇幼児・小学生父母教室(幼児・小学生教室参加の保護者) 10時30分～正午
- ◇日時／9、16日
- ◇小学生水泳教室(初めて水泳を習う小学生) 10時30分～11時15分
- ◇日時／9、16日
- ◇フリー教室(町内在住の65歳未満の方) 10時～正午
- ◇日時／7、8、14、15、21、22日
- ◇日時／9、10、16、17日 13時～15時
- ◇選手コース(摩周スイミングスクール所属) 15時～17時
- ◇日時／7、8、9、10、13、14、15、16、17、20、21、22、23、24、26、27、28日

※上記はあくまでも各教室のお知らせです。一般の方も、ぜひ、お気軽にプールをご利用ください。



- 利用料**
 - 小・中・高校生／無料
 - 一般／540円(税込み)
- 休館日**
 - 今月の休館日(1、2、3、4、5、6、11、12、18、19、25、26、27、28、29、30、31日)
- 開館時間**
 - 10時～17時(水・木・金・土・日)
- 毎月第2・4土曜日は無料開放日!**

住宅・土地統計調査が行われます

12月4日(月)より、平成30年住宅・土地統計調査の調査区設定の事前調査が行われます。平成30年10月1日に実施される平成30年住宅・土地統計調査の

- ▼保健師による相談(電話・面接)
 - ／月々金曜日の9時～17時
- ▼精神科医師による相談(面接)
 - ／12月15日(金) 14時(要予約)
- ▼場所／釧路保健所
- 予約・問い合わせ先／釧路保健所健康支援係 ☎0154-58225(代表)まで。

基礎となる調査で、人が居住する建物、その最寄りのバス停留所・郵便局までの距離などを調査します。本町の調査対象地域は鈴蘭4丁目、湯の島1丁目、泉2、3丁目、字熊牛原野、桜岡1、2、3丁目、字奥春別、川湯温泉4丁目、字弟子屈原野です。

- お問い合わせ先／役場まちづくり政策課広報統計係 ☎482-2913(課直通)まで。
- 塩澤 照子 様(中央2)
- 亡夫(塩澤昌士)が生前町にお世話になったお礼として町のために役立ててほしい。
- 小見山 貴広 様(仁多)
- ▼現金 10万円
- 亡父(小見山幸男)が生前町にお世話になったお礼として町のために役立ててほしい。
- ▼現金 10万円
- 塩澤 照子 様(中央2)
- 亡夫(塩澤昌士)が生前町にお世話になったお礼として町のために役立ててほしい。
- ▼現金 5200円
- ふるさと納税 5200円
- ▼現金 合計1千3百35万円

寄附ありがとうございました

北海道電力からのお願い

この冬は、電力の安定供給に最低限必要な供給予備力3%以上を確保できる見通しですが、電力需給見直しには、これまで同様、お客さまが継続している定着した節電効果を見込んでいます。引き続き「無理のない範囲での節電」に、ご協力をお願いします。詳しくは、ほくでんホームページをご覧ください。

ほくでん節電 検索

明治150年を記念し取り組みを推進

平成30年(2018年)は、明治元年(1868年)から起算して満150年に当たります。政府では、内閣官房副長官を議長とする「明治150年」関連施策各府省連絡会議」を設け、①明治以降の歩みを次世代に遺す施

子育て情報をまとめたいリンク集を公開

「妊婦中に不安を相談したり共有したりできる場はないかな?」「小学生に必要な予防接種は?」

「高校を卒業して進学するけれども、なにか援助を受けられるのかな?」など、子育て関連の情報の検索時にぜひ活用ください。

http://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/01news/2017-09-25.html

Information

生活情報をみなさんにお知らせ!

- 連絡先
- 役場 ☎482-2191
 - 川湯支所 ☎483-2043

文化センターガイド

12月 アリーナ町民開放日

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
区	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
分	○	○	○	休	休	休	休	○	○	休	休	休	休	休	休	休
日	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1
区	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
分	○	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休

◎=全面 ○=半面 休=休館日 (時間帯は18:00～21:00です)

※12月30日(土)～1月5日(金)は休館です。

11月10日現在の予定ですので、町民開放利用を希望する方は、文化センターにあらかじめお問い合わせください。

今月の主な行事予定

- 2日 中標津高校ソフトテニス部
- 3日 ソフトバレー摩周大会
- 9日 中標津高校ソフトテニス部・バトントワラー
- 10日 ソフトテニス協会
- 16日 中標津高校ソフトテニス部・バトントワラー
- 23日 バトントワラー・I&Mバトンスタジオ

問い合わせ先 釧路圏摩周観光文化センター ☎482-1811

保育園の入園を受け付けます!!

役場福祉こども課では、平成30年度に保育園入園を希望される児童の申し込みを受け付けています。

□受付期間/12月29日(金)まで

※受付期間終了後に入園を希望される場合は、ご相談ください。また、平成30年度、出産後に入園の予定がある方は、事前にお知らせください。
(実際に入園が可能になるのは、出生からおおむね6か月ほど経過した後になります)

各保育園の定員

名前	所在地	定員
おひさま保育園	泉1丁目11番1号	120人
川湯保育園	川湯温泉4丁目3番1号	45人

※入園対象/0~5歳児(平成30年4月1日現在)

- ▶申請書類配布・受付場所/役場福祉こども課児童福祉係、おひさま保育園、川湯保育園
- ▶保育料/平成29年度分町民税額により決定。ただし平成30年9月からは平成30年度の額が適用されるため、9月分より保育料が変更になる場合があります。

※町では子育てしやすいまちづくりを目指し、保育料の助成を行っていますので、詳細はお問合せください。

- ▶入所基準/保護者もしくは養育者(保護者と同居していない場合には児童の面倒を見ている方)が、次のいずれかの事情にあって保育ができない場合。

- ①仕事をしている。(フルタイム、パートタイム、居宅内の労働など、基本的に全ての就労を含む)
※フルタイムかパートタイムかによって「保育標準時間利用」と「保育短時間利用」に区分されます。
- ②母親が妊娠中であるか、出産後間もない。
- ③病気や負傷をしている、または心身に障がいがある。
- ④同居、または長期入院している親族の介護や看護を行っている。
- ⑤震災や風水害、火災などの被害を受け、住居を失ったり破損したりして、復旧中である。
- ⑥求職活動(起業準備を含む)をしている、または就学(職業訓練校などでの職業訓練を含む)している。
- ⑦児童の家庭で、ドメスティックバイオレンスや虐待の恐れがある。
- ⑧育児休業取得中に、既に保育を利用している児童がいて、継続利用が必要である。
- ⑨その他、上記に類する状態であると町長が認めた場合。

□問い合わせ先/役場福祉こども課児童福祉係 ☎482-2921(課直通)、おひさま保育園 ☎482-2444 または ☎482-1087、川湯保育園 ☎483-2537まで。

「広報てしかが」に広告を載せませんか

町内に事業所がある業者や、町内で活動している団体などを対象に、広報紙への広告掲載を行っていますので、ご利用ください。

申し込み方法など、詳しくはお問い合わせください。

- ▶広告1/縦49mm×横88mm=1回につき3,000円
(町外事業者5,000円)

- ▶広告2/縦49mm×横180mmまたは縦100mm×横88mm
=1回につき5,000円(町外事業者10,000円)
※掲載場所は、表紙・裏表紙以外のページの下段です。

□申し込み問い合わせ先/役場まちづくり政策課
広報統計係 ☎482-2913(課直通)まで。

町営住宅 入居者を募集します

役場では、次の期間で町営住宅入居者を募集します。入居者は、条件を備えている方から、困窮度などに応じて決定します。

- ▶受付期間/12月1日(金)~12月8日(金)(土・日曜日を除く)

- ▶受付窓口/役場建設課管理係・川湯支所

- ▶入居時期/12月下旬~平成30年1月中旬の予定

- ▶入居敷金/住宅料(月額)の3倍の額

※入居要件、入居基準など、詳しくはお問い合わせください。

※入居しようとする方、同居しようとする親族などが暴力団員である場合は、入居が認められません。

公募対象住宅一覧表

団地名・構造	建設年度	規模	月額住宅料	戸数	備考
南弟子屈団地(簡易耐火平屋)	S53	3DK	10,000~14,900円	1	57.0㎡(4軒長屋)

注1 ※印の団地は、管理費が毎月200~3,000円程度かかります。(団地によって異なります)

注2 場合によっては募集内容を変更することがありますので、あらかじめご了承ください。

注3 各部屋の照明や給湯器、暖房器具などは、入居される方が必要に応じて用意することになりますので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ先/役場建設課管理係 ☎482-2941(課直通)

12月の町税などの納期限

今月の町税などの納期限は次のとおりです。納め忘れのないようにしましょう。

- ▶町・道民税4期 12月25日(月)
- ▶国民健康保険税7期 12月25日(月)
- ▶後期高齢者医療保険料7期 12月25日(月)
- ▶介護保険料4期 12月25日(月)

夜間納税窓口を開設

日中、仕事などで役場に来られない方のために、次の日程で「夜間納税窓口」を開設します。ぜひ、ご利用ください。

- ▶開設日/12月27日(水)
- ▶開設時間/午後8時まで
- ▶開設場所
役場庁舎川湯支所

納税窓口



□問い合わせ先
役場税務課 ☎482-2914(課直通)まで。

わが町の相談パートナーを紹介します

当町の人権擁護委員として、芳藤 啓順さん・金井 典子さん・日下部 眞理子さんが就任しました。

町では現在、人権擁護委員による年4回の人権相談所を開設しているほか、個別の相談も受け付けています。人権に関する問題でお困りの方、人権擁護委員への相談を希望される方は役場環境生活課までお問い合わせください。

~人権擁護委員ってどんな人?~

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間の人たちで、現在、約14,000人の人権擁護委員が全国の市町村に配置されています。人権擁護委員は、法務局と連携して、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、人権侵害の被害者を救済したり、地域の皆さんの人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

□問い合わせ先/役場環境生活課生活係
☎482-2934(課直通)まで。